

平成22年度監察結果の概要

平成23年2月
国土交通省
大臣官房監察官室

実施状況

官紀の保持、行政情報の管理等及び行政手続についての取組状況を把握するため、以下の監察事項について地方支分部局等を対象に平成22年7月から10月にかけて現地監察を実施した。これらの現地視察を踏まえてとりまとめた平成22年度監察報告の概要は以下のとおり。

< 監察事項 >

- I 官紀の保持に係る取組
- II 行政情報の管理等に係る取組
- III 行政手続に係る取組

< 対象機関 >

- 北陸、近畿、九州の各地方整備局及び北海道開発局
- 北海道、東北、関東、中国、四国の各地方運輸局
- 国土地理院
- 内閣府沖縄総合事務局（開発建設部）

I 官紀の保持に係る取組

【総論】

国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程（以下、「国家公務員倫理法等」という。）並びに発注者綱紀保持規程及び発注者綱紀保持マニュアル（以下、「発注者綱紀保持規程等」という。）に係る周知については、イントラネットへの掲載、研修・講演の受講等各種の方法により行われ、国家公務員倫理法等に基づく届出の受理、承認等の各種手続を実施し、発注者綱紀保持規程等に基づき、事業者の執務室への立入制限等執務環境の整備に努めており、幹部職員は、自身の倫理感や綱紀の保持に加え職員の意識向上に向けた様々な取組を行っている。

倫理に関する相談体制については、具体的な体制を明確に示していない地方支分部局があることから、具体的な体制について職員に対し改めて明確に示すよう意見を提示している。

国家公務員倫理法等に抵触すると思われる職員の行為に関する情報について、発注者綱紀保持規程に抵触する行為に係る報告制度の報告対象に加える取組が不十分なことから、国土地理院においては、その報告制度の報告対象に加えるよう、北陸地方整備局及び九州地方整備局においては、外部窓口についてもその報告対象に加えるよう、また、地方整備局及び北海道開発局においては、報告窓口を職員に対し改めて周知し端緒情報の収集に努めるよう意見を提示している。

北海道開発局においては、一連の不祥事の発生を踏まえ策定した「北海道開発局内部統制及びコンプライアンス強化計画」に基づき、職員の意識改革に向けた取組等を行っているところであり、引き続き強化計画に基づく各施策について着実に推進するよう意見を提示している。

【報告】

1. 国家公務員倫理法等に係る取組に関する事項

(1) 職員の職務に係る倫理の保持のための体制等

国家公務員倫理法等に係る届出の受理及び申請に対する承認等の各手続は適正に行われている。

九州地方整備局、北海道開発局、東北運輸局及び中国運輸局においては、倫理に関する具体的な相談体制を職員に対し明確に示していない。

(2) 国家公務員倫理法等の周知等の状況

① 国家公務員倫理法等の周知状況

国家公務員倫理法等の周知については、国家公務員倫理法等及び関係する通知等をイントラネットに掲載することや研修・講演会を受講させること等により行われている。

なお、北海道開発局においては、国家公務員倫理法等DVD視聴の際にワンポイント講習を全職員を対象に実施するとともに、有資格業者に対し国家公務員倫理法等に係る独自のパンフレットを作成し送付している。

② 国家公務員倫理週間等の実施状況

国家公務員倫理週間においては、公務員倫理に係る職員の意識を高めることを目的にパンフレットの配布等を実施している。

③ セルフチェックの実施状況

倫理法・倫理規程セルフチェックシートによるセルフチェックについては、本監察を踏まえ今年度は各機関においてセルフチェックの実施・分析を行い、倫理感の向上に努めている。

(3) 国家公務員倫理法等に抵触すると思われる職員の行為に関する情報に係る取扱状況

近畿地方整備局においては、「近畿地方整備局職員の服務等に関する内部通報制度」を設け、内部窓口及び外部窓口において、国家公務員倫理法等に抵触すると思われる職員の行為に関する情報を受け付けている。

北陸地方整備局、九州地方整備局及び北海道開発局においては、国家公務員倫理法等に抵触すると思われる職員の行為に関する情報について、既に設置している発注者綱紀保持規程に抵触する行為に係る報告制度の報告対象に加えている。

一方、国土地理院においては、国家公務員倫理法等に抵触すると思われる職員の行為に関する情報について、発注者綱紀保持規程に抵触する行為に係る報告制度の報告対象に加えていない。北陸地方整備局及び九州地方整備局においては、同報告制度の内部窓口に限定している。

地方整備局及び北海道開発局においては、報告窓口を職員に対し改めて周知し、国家公務員倫理法等に抵触すると思われる行為に係る端緒情報の収集に努める必要がある。

(4) 幹部職員の職員の倫理感のかん養及び保持に係る取組【幹部職員に対する個別ヒアリングの実施結果】

局長等の幹部職員は、自身の倫理感の保持に加え職員の意識向上に向けた様々な取組を行っている。

(5) 用地補償に関連する不正事案に係る事件への対応状況

九州地方整備局においては、用地補償に関連する不正事案が発生したこ

とを受け、直ちに不正防止対策の徹底を図り外部有識者からなる委員会の意見を踏まえ、当面の再発防止策を実施している。

2. 発注者綱紀保持等に係る取組（公共事業関係）に関する事項

（1）発注者綱紀保持規程等の施行状況

① 発注者綱紀保持規程等の周知状況

発注者綱紀保持規程等の周知については、制定、改正の都度、文書による通知や研修を受講させること等により行われている。

また、地方整備局及び北海道開発局においては、発注者綱紀保持の徹底のため職員を指導するコンプライアンス指導者の養成に努めることとしている。

なお、近畿地方整備局においては、本局、ブロック単位及び事務所にコンプライアンス・チームを設置し、コンプライアンス対策の推進体制を強化している。

② 発注者綱紀保持規程に抵触する事実に関する報告制度等の運用状況

発注者綱紀保持規程に抵触する事実に関する報告窓口及び事業者等からの不当な働きかけに係る報告制度に関し職員へ周知し運用している。

③ 執務環境の整備等及び有資格業者への発注者綱紀保持規程等の周知

発注者綱紀保持規程等に基づき、執務室への立入制限措置並びに応接のための受付カウンター及び執務室外に共用の打合せスペースを設置し執務環境の整備に努めている。

また、有資格業者に対して発注者綱紀保持規程等の周知や発注者綱紀保持の取組について理解と協力を求めるパンフレット等を作成・配布するとともにホームページに掲載している。

（2）官製談合防止法に係る周知状況

官製談合防止法の周知については、研修を受講させること等により行われている。

（3）退職予定職員の指導

コンプライアンスの心構えの他、退職後に入札談合行為への関与等国民の疑念を招くような行為をしないよう退職予定の職員に対する指導を徹底している。

（4）幹部職員の発注者綱紀保持に係る取組状況【幹部職員に対する個別ヒアリングの実施結果】

局長等の幹部職員は、自身の発注者としての綱紀の保持に加え職員の意識向上に向けた様々な取組を行っている。

3. 北海道開発局におけるコンプライアンス強化に係る取組に関する事項

(1) 職員の意識改革に向けた取組

不祥事案の概要や国家公務員倫理法等の遵守に係る講習会を開催し、コンプライアンス意識の高揚に努めるとともに、講義と併せ討議形式を導入した幹部向け研修を新設するなど研修内容の充実を図り、職員一人一人にコンプライアンスを定着させ職員の自主的な取組により業務運営を改革することとしている。

(2) 各課等の管理者の取組

各課所において、全職員を対象にコンプライアンスに係る事項等をテーマとして職場内ミーティングを実施する他、社会資本整備の事業実施に係る業務プロセスについて業務の点検・見直しを行っている。

(3) 受注企業の役職員等との適切な関係の確保

幹部職員における事前アポイントメントの徹底の他、設計積算担当部署等の執務室への入室規制や幹部職員個室の廃止・透明化を実施している。

(4) 幹部職員の強化計画に係る取組状況【幹部職員に対する個別ヒアリングの実施結果】

部長等の幹部職員は、職員の先頭に立ってコンプライアンスを実践し、職員からの意見を業務運営に反映させる取組や、現場訪問等を行い職員とのコミュニケーションを強化するなど組織の意識改革に向けた取組を行っている。

【提示意見】

ア 九州地方整備局、北海道開発局、東北運輸局及び中国運輸局においては、倫理に関する具体的な相談体制を職員に対し改めて明確に示すよう努めること。

イ 国土地理院においては、発注者綱紀保持規程に抵触する行為に係る報告制度の報告対象に、国家公務員倫理法等に抵触と思われる職員の行為に関する情報を加えること。

また、北陸地方整備局及び九州地方整備局においては、外部窓口についてもその報告対象に加えること。

さらに、地方整備局及び北海道開発局においては、報告窓口を職員に対し改めて周知し、国家公務員倫理法等に抵触と思われる行為に係る端緒情報の収集に努めること。

ウ 北海道開発局においては、一連の不祥事の発生を踏まえ策定した「北海道開発局内部統制及びコンプライアンス強化計画」に基づく各施策について着実に推進すること。

【推奨事例】

(1) 国家公務員倫理法等及び発注者綱紀保持規程等の周知に関する取組

北海道開発局では、強化計画の取組の一環として、各課長や事務所長等の管理監督者を対象に、コンプライアンスに関する最新動向等について継続的な情報提供を行いコンプライアンス意識の風化を防ぐことを目的に、「コンプライアンス通信」を発行している。

このコンプライアンス通信には、国家公務員倫理法等の解説や同違反事例、再発防止に向けての注意事項等に加え、発注者綱紀保持マニュアル等の改正概要とそのポイント等が掲載されている。

各課長や事務所長等の管理監督者は、コンプライアンス通信を基に職場ミーティングなどの機会を利用して、国家公務員倫理法等及び発注者綱紀保持規程等について管下職員への周知及び注意喚起を行っている。

なお、コンプライアンス通信は、これまで、平成21年6月、同年11月、平成22年3月、同年5月及び同年9月に発行されている。

こうした取組を定期的に行うことは、職員の倫理感の醸成及び保持並びに発注者綱紀保持に関し、職員の意識向上を図る上で有効であると考えられる。

II 行政情報の管理等に係る取組

【総論】

行政文書の管理については、行政文書の管理体制、行政文書の電子的方法による管理、行政文書ファイル管理簿の整備・更新及び保存期間が満了した行政文書の廃棄等は着実に行われていたが、行政文書ファイル管理簿に関しては記載漏れや記載誤りが多数見受けられたことから、誤記載を修正するよう意見を提示している。

情報公開については、情報公開窓口の開設、同窓口と個人情報公開窓口の一元的な運用、行政文書ファイル管理簿の閲覧、開示請求者の求める文書の特定及び開示手続を着実に実施していた。

個人情報の保護については、個人情報ファイル簿の閲覧及び保有個人情報の開示・訂正等は着実に行われていたが、近畿地方整備局及び九州地方整備局においては、関係業務を委託する場合に契約図書に必要事項を記載していないことから、改善するよう意見を提示している。

情報セキュリティについては、体制の整備及び情報管理の周知徹底は着実に行われていたが、中国運輸局及び四国運輸局においては、セキュリティ対策の自己点検結果についての評価を行っていないことから、その改善を求める意見を提示している。また、地方支分部局において情報セキュリティ対策の監査を着実に行うよう意見を提示している。

【報告】

1. 行政文書の適正な管理に係る取組に関する事項

(1) 行政文書の管理体制の状況

行政文書の管理体制については、副総括文書管理者の指定及び各課等の文書管理担当者の指名は行われていた。

(2) 行政文書の整理及び保存の状況

① 行政文書分類基準表

行政文書分類基準表については、作成し、年1回以上の見直しは行われていたが、中国運輸局及び四国運輸局において、文書管理規則に定める保存期間と異なる期間を記載している箇所があった。

② 行政文書ファイル管理簿

行政文書ファイル管理簿については、年1回以上の更新は行われていたが、以下の誤記載の箇所があった。

- ・行政文書ファイル名について未記載

- ・ 行政文書ファイル管理簿に記載している行政文書ファイル名と保存行政文書ファイルの名称の相違
- ・ 保存期間について未記載又は誤記載 等

③ 行政文書の電子的方法による管理

行政文書の電子的方法による管理については、新旧文書管理システム等により行われていた。

④ 書庫の設置及び利用

書庫については、行政文書分類基準表に基づきスペースを課等ごとに区分し、それぞれ整理保存していた。

(3) 国立公文書館への移管の状況

国立公文書館への移管については、近畿地方整備局における阪神淡路大震災関係等の行政文書の他、九州地方整備局、東北運輸局、中国運輸局、四国運輸局及び国土地理院において、それぞれ行われていた。

(4) 保存期間が満了した行政文書の廃棄の状況

保存期間が満了した行政文書の廃棄については、廃棄に際して複数者による確認を行っていた。

2. 情報公開に係る取組に関する事項

(1) 情報公開窓口の設置状況

情報公開窓口については、閲覧等に必要なスペース等を確保し、担当者を配置することにより開設していた。

(2) 行政文書ファイル管理簿の閲覧の状況

行政文書ファイル管理簿については、情報公開窓口と同管理簿を据え置き又は閲覧用パソコンを設置し、ホームページ等を利用して一般の閲覧に供していた。

(3) 対象文書の特定の状況

対象文書の特定については、情報公開事務処理の手引きに基づき行われているものであるが、国土地理院においては、この手引きの他にマニュアルを定め担当者が主務課と緊密な連絡を取り事務手続を進めることとしていた。また、北陸地方整備局及び近畿地方整備局においては、担当者が必要とときに利用できるようにこの手引きをイントラネットに掲載していた。

(4) 進行管理の状況

進行管理の状況については、開示請求進行表を作成することにより請求事案ごとの進行状況を把握し、進行管理の徹底を図っていた。

(5) 事案移送の状況

移送事案のあった近畿地方整備局においては、事案を移送するとともに開示請求者に対して移送した旨書面で通知していた。

(6) 手数料の減免等の状況

東北運輸局、関東運輸局及び四国運輸局においては、生活保護法に係る減免を行っていた。

(7) 本人開示の取扱いの状況

本人開示の取扱いに関し、情報公開窓口と個人情報公開窓口については、同一の場所、同一の担当者により一本化して運用していた。

(8) 不開示決定の状況

北海道運輸局においては、文書の不存在を理由とする不開示決定について、対象文書が存在していないことの要因を付記していない案件があった。

3. 個人情報の保護に係る取組に関する事項

(1) 個人情報の管理体制の状況

個人情報の管理体制については、九州地方整備局における保護管理者の代理を除き、保護管理者の代理及び保護担当者の代理の指名は行われていた。

なお、九州地方整備局においては、本監察を踏まえ、保護管理者の代理を指名した。

(2) 個人情報ファイル簿作成等の状況

個人情報ファイル簿については、開示請求窓口に個人情報ファイル簿を備えることや閲覧用パソコンを設置することにより、一般の閲覧に供していた。

(3) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の状況

保有個人情報の開示については、必要事項を記載した書面により開示請求者に通知していた。

(4) 保有個人情報の取扱い状況

① 保有個人情報の取扱い状況の記録

保有個人情報の利用・保管等の取扱い状況については、北海道運輸局及び内閣府沖縄総合事務局（開発建設部）を除き、台帳を整備し取扱い状況について記録していた。

なお、北海道運輸局においては、本監察を踏まえ、改善を行った。

② 保有個人情報の取扱いに係る業務の委託等

北陸地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局においては、平成

21年度に発注した業務の契約書について、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合等に契約図書に明記すべき事項を記載していないものがあった。

なお、北陸地方整備局においては、本監察を踏まえ、改善を行った。

(5) 安全確保上の問題への対応状況

九州地方整備局、東北運輸局、関東運輸局及び四国運輸局においては、発生した保有個人情報の漏えい等の事案について、それぞれ発生した経緯等の調査、再発防止策等必要な措置を講じていた。

4. 情報セキュリティに係る取組に関する事項

(1) セキュリティポリシーに基づく体制等の整備の状況

① システム管理者等の設置、連絡網の整備

システム管理者及び情報セキュリティ担当者を設置し、連絡網を整備していた。

② 情報セキュリティ対策の自己点検

情報セキュリティ対策の自己点検の評価については、中国運輸局及び四国運輸局を除き、実施していた。

(2) 情報流出事案への対応状況

① 情報の移送に関する許可

要保護情報の移送案件のあった北陸地方整備局、近畿地方整備局及び国土地理院においては、移送に係る許可手続きを行っていた。

② 障害・事故等の発生時の報告

近畿地方整備局、九州地方整備局及び国土地理院においては、情報セキュリティに関する障害・事故の発生を報告していた。

③ 情報管理の周知徹底

情報管理の徹底に関する文書については、イントラネットや掲示板への掲載、通知文書の発出、各種会議及び職員へのメール送信を通じて、周知していた。

(3) 監査の実施状況

① 本省情報政策本部による監査への対応

本省情報政策本部による監査において指摘を受けた関東運輸局及び国土地理院においては、指摘事項を全て改善していた。

② 部局内監査の実施

セキュリティポリシーに基づく地方支分部局における部局内監査については、平成22年8月に部局内監査を実施するよう本省情報政策本部から

指示文書が発出された。年度内には、全ての地方支分部局において監査が実施される見込みである。

【提示意見】

- ア 行政文書分類基準表について、保存期間に係る誤記載を修正すること。
(中国運輸局、四国運輸局)

- イ 行政文書ファイル管理簿について、誤記載を修正すること。

- ウ 保有個人情報の取扱いに係る業務を委託する場合、個人情報の適切な管理に必要な事項をもれなく契約図書に明記すること。
(近畿地方整備局、九州地方整備局)

- エ 「国土交通省情報セキュリティポリシー」に基づき自己点検の実施結果を評価すること。
(中国運輸局、四国運輸局)

- オ 「国土交通省情報セキュリティポリシー」に基づく部局内監査を着実に
行うこと。

【推奨事例】

- (1) 行政文書ファイル管理簿の閲覧の利便性及び情報公開窓口のホームページ上の公開に係る取組
 - ① 九州地方整備局における行政文書ファイル管理簿の閲覧の利便性に係る取組
九州地方整備局においては、行政文書ファイル管理簿を閲覧用パソコンにより一般の閲覧に供しているが、同局ホームページの情報公開のページ「情報公開」をクリックすると、情報公開のページにリンクし、同ページ上の「行政文書ファイル管理簿（検索）」をクリックすることで、電子政府の総合窓口（e-Gov）の「行政文書ファイル管理簿の検索」に直接リンクするようにしており、利用者の利便性を高めている。
 - ② 情報公開窓口のホームページ上の公開に係る取組
北陸地方整備局、近畿地方整備局、九州地方整備局、北海道運輸局、四国運輸局及び内閣府沖縄総合事務局では、各局のホームページのトップページから「情報公開窓口（又は情報公開、若しくは情報公開・個人情報保

護)」をクリックすると、各局の情報公開窓口を表示したページにリンクし、情報公開窓口の住所、連絡先及び窓口開設時間が容易に確認できるようにしている。

(2) 近畿地方整備局及び九州地方整備局の情報セキュリティに関する周知に係る取組

近畿地方整備局及び九州地方整備局においては、パソコン起動時に情報セキュリティ対策に係る注意事項が自動的に掲示される取組を行っている。

また、九州地方整備局においては、「情報セキュリティに関する情報管理の徹底及び確認依頼について」を発出し、以下の指示を行っている。

- ・ 行政事務情報に関する電子データの持ち出し原則禁止
- ・ 個人メールアドレスへの転送の原則禁止
- ・ 個人所有のパソコンに Winny、マルウェア（コンピュータウイルス、ワーム、スパイウェアなど悪意のこもったソフトウェアの総称）の確認
- ・ Winny、マルウェアの探知・駆除ツールの紹介

Ⅲ 行政手続に係る取組

【総論】

申請に対する処分に係る審査基準について、北海道運輸局、東北運輸局、関東運輸局、中国運輸局及び四国運輸局においては、鉄道事業法の1手続、国土地理院においては、測量法の3手続に関し審査基準を定めていないことから、速やかに審査基準を定め、公とするよう意見を提示している。

また、標準処理期間を超過した事案のうち、他手続と同時処理したものについては、申請内容を類型化して区分し、区分ごとに標準処理期間を定める等、当該許認可等の性質に応じた工夫について検討する必要がある、他案件の処理を優先したこと等その他の理由によるものについては、超過した事由を分析し、今後、迅速に処理するよう努める必要があると考える。

北陸地方整備局、近畿地方整備局、九州地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局においては、道路法に係る不利益処分について、処分基準の設定に係る様々な考え方が混在しており、関係部局との情報交換を密にすることにより、考え方の整合を図る必要があると考える。

【対象法律】

- ・建設業法、宅地建物取引業法、マンション管理の適正化の推進に関する法律、河川法及び道路法（地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局開発建設部）
- ・倉庫業法、鉄道事業法、道路運送法、海上運送法及び船員法（地方運輸局）
- ・測量法（国土地理院）

【報告】

1. 申請に対する処分に係る取組に関する事項

（1）審査基準の設定等の状況

① 審査基準の設定の状況

申請に対する処分については、北海道運輸局、東北運輸局、関東運輸局、中国運輸局及び四国運輸局における鉄道事業法の1手続並びに国土地理院における測量法の3手続を除き、審査基準を定めていた。

② 審査基準の公の状況

定めた審査基準については、法令集等を備付ける等の方法により、公にしていた。

（2）標準処理期間の設定等の状況

① 標準処理期間の設定の状況

過去に実績がなく一般的な処理期間を設定することが困難である場合を除き、標準処理期間を定めていた。

② 標準処理期間の公の状況

定めた標準処理期間については、記載した文書を備付ける等の方法により、公にしていた。

(3) 申請に対する処分における審査の進行状況等の提示の状況

台帳や受付簿により受付日等を組織的に管理し、申請者の求めに応じ、審査の進行状況や処分の時期の見通しを示すよう努めていた。

(4) 申請に対する処分に係る拒否処分における理由の提示の状況

平成21年度に行った拒否処分すべてについて、当該処分の理由を書面により示していた。

(5) 標準処理期間内の事案処理に係る取組に関する状況

標準処理期間を超過した事案については、他手続と同時処理（同一案件について異なる手続を同時に処理する等）したもの、他案件処理の優先や補正後の審査に期間を要した理由によるものであった。

他手続と同時処理によるものについては、申請内容を類型化して区分し、区分ごとに標準処理期間を定める等、当該許認可等の性質に応じた工夫について検討する必要があるものと考えられる。

他案件の処理を優先したこと等の理由によるものについては、超過した事由を分析し、今後、迅速に処理するよう努める必要があるものと考えられる。

2. 不利益処分に係る取組に関する事項

(1) 処分基準の設定の状況

北陸地方整備局、近畿地方整備局、九州地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局においては、道路法に係る不利益処分について、処分基準の設定に係る様々な考え方が混在（・法令の規定の中で処分基準が定められているとするもの、・本省からの通知等を処分基準としているもの、・自ら処分基準を定めているもの、・処分基準を定めていないもの）しており、公正確保と透明性向上の観点から、関係部局との情報交換を密にすることにより、考え方の整合を図る必要があるものと考えられる。

(2) 処分基準の公の状況

地方支分部局等においては、定めた処分基準については、脱法的な行為が助長されるとして公にしていないものを除き、すべて公にしていた。

(3) 不利益処分を行う場合の意見陳述のための手続等の状況

平成21年度に不利益処分を行った北陸地方整備局、近畿地方整備局、九州地方整備局、北海道開発局、北海道運輸局、東北運輸局、関東運輸局、中国運輸局、四国運輸局及び国土地理院においては、意見陳述のための手続を行い、不利益処分の理由を示していた。

【提示意見】

ア 北海道運輸局、東北運輸局、関東運輸局、中国運輸局及び四国運輸局においては、鉄道事業法22条第1項（土地の立入り及び使用の許可）について速やかに審査基準を定め、公とすること。

イ 国土地理院においては、測量法第24条第1項（基本測量の永久標識等の移転の請求）、同法第25条（基本測量の仮設標識の移転の請求）及び同法第39条（国土地理院が実施した公共測量に係る同法第24条、第25条又は第26条の準用による承認）について速やかに審査基準を定め、公とすること。